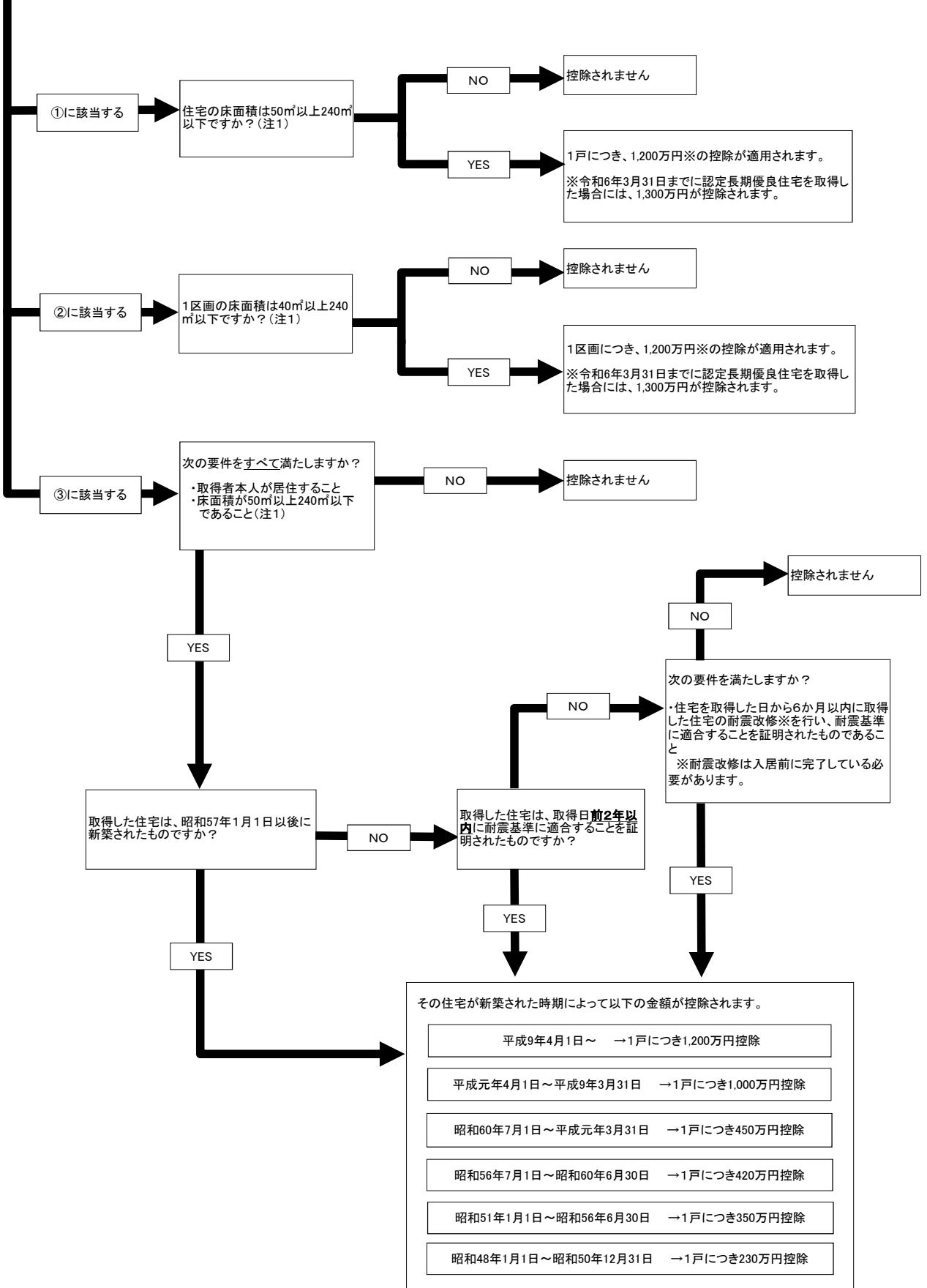


【住宅に係る不動産取得税の軽減確認フロー】

あなたが取得した住宅は、次のうちどれに該当しますか？

- ①新築一戸建住宅又は新築未使用住宅(建売住宅、分譲マンション等)
- ②新築の貸家用共同住宅(賃貸アパート、賃貸マンション等)
- ③中古住宅(一戸建、マンション等)



(注1) 床面積には、住宅用付属屋(物置、車庫等)の床面積を含みます。